

電子入札参加についての注意事項

1 一般的事項について

東大阪市行政管理部契約検査室契約課（以下「契約課」という。）が東大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）を用いて行う地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札及び競争入札（以下「入札」という。）その他の取扱いについて次のとおり定めるものとする。

(1) 入札参加者は、地方自治法・同法施行令、東大阪市財務規則（以下、「財務規則」という。）及び労働関係法令、その他関係法令並びに注意事項を遵守しなければならない。

(2) 入札参加者は、入札に際し、契約課の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

(3) 入札参加者は、図面、仕様書及びその他交付書類等（以下「設計図書等」という。）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

(4) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、刑法及び電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という。）・同法施行規則等に抵触する行為を行ってはならない。

(5) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格または入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(6) システムを利用できるものは、東大阪市入札参加有資格者（その者が個人の場合は本人をいい、その者が法人の場合は当該法人の代表者をいう。（以下「代表者」という。））または当該代表者から入札参加資格審査申請において、契約に関する一切の権限について委任を受けた者とする。

(7) 前項で規定する者は、電子署名法施行規則第13条第1項第1号の電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、東大阪市に利用者登録をしておかなければならない。

(8) 各種書類への虚偽記載や、関係法令に違反した場合は、入札参加停止を行うことがある。

2 入札保証金について

入札保証金は財務規則第96条の規定に該当する場合は免除する。ただし、落札者が正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは財務規則第98条第2項の規定により入札者が消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず入札価格の100分の110に相当する額（以下「契約希望金額」という。）の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収することがある。

3 発注案件に対する質疑回答について

入札参加者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、契約課までメール（nyusatsu@city.higashiosaka.lg.jp）にて、契約課が指定する日時までに送信すること。なお、質疑に対する回答については、東大阪市電子入札情報のホームページにおいて公表する。入札参加者は質疑回答を確認したうえで入札すること。

4 入札の方法について

- (1) 入札参加者は、入札に係る公告において定められた入札期間内に案件ごとに契約課が規定する様式にて電子入札参加申請書を入札書と同時にシステムにより提出しなければならない。
- (2) システムにおける入札書の記載金額については、見積もった契約希望金額の110分の100（いわゆる税抜き価格。）に相当する金額を記載すること。
- (3) 入札参加者は、契約課が案件ごとに規定した様式にて入札金額の根拠となる内訳書をシステムにて提出すること。
- (4) 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- (5) 入札書等の添付が無い場合や、件名・日付誤り、申請の商号、名称、所在地、代表者または受任者の職及び氏名の誤記、記入漏れや齟齬等の不備がある場合は入札の無効とする。
- (6) 内訳書の添付が無い場合や金額誤り、申請の商号、名称の誤記、記入漏れや齟齬等の不備がある場合は入札の無効とする。

5 入札参加資格の事前審査について

入札期間内にシステムによる自動審査等による審査を行ったうえ、その結果について競争参加資格確認通知書をシステムにより送信する。なお、競争参加資格無しのお知らせを受けた者は当該入札に参加出来ない。

6 入札書の無効または失格について

次の各号の一に該当する入札書は、無効または失格とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が行った入札書。
- (2) 所定の日時まで提出しない入札書。
- (3) 入札に関する権限を委任されていない代理人が行った入札書。
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、または不要な項目や記述を入力した事項を含む入札書。
- (5) 本人、第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札書。
- (6) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札書。
- (7) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他に指定に従わないで入力した事項を含む入札書。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (9) システム以外の方法により行われた入札書。
- (10) 同一の入札において、同一人が2通以上の入札書を提出した入札書。
- (11) 同一の入札において、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札書。
- (12) 同一の入札において、2以上の代理人をした者の入札書。
- (13) システムの不正利用及びICカードの不正使用により行った入札書。
- (14) 入札に際して必要書類の提出をしない者が行った入札書。

- (15) 提出された内訳書に記載された額と異なる価格で行った入札書。
- (16) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札書。
- (17) 事後審査において、入札参加資格を有すると認められない者が提出した入札書。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格に関する条件に違反した入札書。

7 入札書の書換え等の禁止について

入札参加者は、システムにより提出された申請書、内訳書及び入札書等の引換え又は撤回をすることはできない。

8 同日公告案件の重複申請について

入札参加可能な案件に限り、原則、重複申請を可とする。但し、単価契約案件についてはこの限りでない。入札時には各案件の実施要領を確認すること。

なお、複数案件落札候補者となっても、現場代理人・技術者等が適正に配置できない場合は事後審査において入札が無効となる。(原則、予定価格の低い案件から順に無効となる。)

9 手持ち工事等の制限について

単価契約案件は、当該年度内1件までしか受注できない。

10 開札について

開札は、指定した日時に行い、入札結果をシステムにより公表する。ただし、調査を行う場合等、必要があると認めるときは公表しないものとする。開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

11 落札（候補）者の決定について

・ 制限付き一般競争入札の場合

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。但し、低入札価格調査制度を適用して実施する競争入札においては、有効な入札を行った者のうち、予定価格と失格基準価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査を実施し、承認された者）を落札候補者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札候補者を決定する。

・ 総合評価一般競争入札の場合

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札（候補）者とする。
 - ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。
 - イ 入札価格が失格基準価格未満でないこと。ただし、調査基準価格未満の場合は、低入札価格調査の対象となる。
 - ウ 入札者が提出した技術資料が、実施要領で定める失格要件のいずれにも該当してい

ないこと。

- (2) (1)の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、システムのくじ機能によりくじを実施し、落札（候補）者を決定する。

12 低入札価格調査について

- (1) 低入札調査基準価格を下回る価格で入札した者は、指定する日時までに低入札価格調査に必要な書類を提出し、事情聴取等の調査に応じなければならない。なお、調査の結果により落札（候補）者とならない場合がある。
- (2) 失格基準価格を下回った入札を行った者は、低入札価格調査を実施せず失格とする。
- (3) 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の算出方法、調査に必要な書類等は、東大阪市低入札価格調査制度実施要綱による。なお、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格は事後公表とし、契約締結後、速やかに公表する。

13 入札参加資格の事後審査について（制限付き一般競争入札）

落札候補者が決定したときは、当該落札候補者に対し、所定の期日までに必要書類の提出を求め入札参加資格の事後審査を行う。

審査の結果、審査基準を満たすと認められた落札候補者を落札者とする。審査基準を満たさないと認められる場合は、当該落札候補者の入札は無効とし、次順位（同額の場合はくじ順位による。）の落札候補者について審査を行うものとする。この場合において、次順位の落札候補者も審査基準を満たさないと認められるときも、同様とする。

14 非落札となった理由の説明について（制限付き一般競争入札）

落札候補者に係る事後審査の結果、落札者と認められなかった者は、事後審査の翌日までに通知することとし、通知を受けた者はその理由について説明を求めることができる。

前号の説明を求める場合は、通知を受けた翌日までに、契約課まで書面を持参の上、提出しなければならない。説明の求めがあったときは、書面で回答する。

15 配置予定の現場代理人・技術者届の提出について（工事）

落札候補者は、契約課の指定する期限までに事後審査に必要な下記の書類について、各1部ずつ提出しなければならない。期限までに提出されない場合、当該入札は無効となる。（制限付き一般競争入札の場合）

直接的かつ恒常的な雇用関係（入札日時点において、3ヶ月以上の雇用）のある現場代理人・技術者が適正に配置できない場合、当該入札は無効となる。雇用確認はエ及びオで行う。

ア 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

イ 配置予定現場代理人の経歴書

ウ 配置予定技術者の経歴書及び資格を証明する免許証等の写し

エ 配置予定現場代理人及び配置予定技術者の健康保険被保険者証（写し）。（強制被保険者でない場合は、誓約書。）

オ 配置予定現場代理人及び配置予定技術者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写し）。（被保険者になることができない場合は、誓約書。）

建設業法第7条第2号において建設業の許可要件として、許可を受けて建設業を営もうとする全ての営業所に専任の技術者を置かなければならない。

・現場代理人、技術者の取り扱いについて

適正な履行を確保するため、本市の取扱いとしては、既受注工事に配置されている現場代理人、技術者は入札日時点において、既受注工事の引渡しを終えていなければ、当該入札案件への配置を認めない。但し、技術者については、専任性を問わない工事においてはこの限りではない。

・現場代理人の取り扱いについて

直接的かつ恒常的な雇用関係（入札日時点において、3ヶ月以上の雇用）であること。現場代理人は、工事現場に常駐することを契約約款において義務づけているため他の工事と重複して現場代理人となることはできない。

・主任・監理技術者の取り扱いについて

入札参加条件で求める主任・監理技術者を配置しなければならない。業種に関わらず、請負金額4,000万円以上の場合には原則として工事現場ごとに専任で配置しなければならないため、営業所の専任技術者は配置できない。直接的かつ恒常的な雇用関係（入札日時点において、3ヶ月以上の雇用）であり、建設業法に基づく工事を施工するために必要な技術者資格等を有することが必要である。

・現場代理人と技術者の兼務について

同一契約に限り技術者の専任性を問わない工事において主任・監理技術者との兼務可能。単価契約案件とその他の案件の現場代理人と技術者の兼務不可。

現場代理人及び技術者等における本市の取扱いの詳細については『東大阪市建設工事における現場代理人及び技術者等に関する留意事項』を参照すること。

16 配置予定の建築士等の書類提出について（建設コンサルタント業務）

落札候補者は、契約課の指定する期限までに事後審査に必要な下記の書類について、各1部ずつ通知を受けた翌日の午後5時までに契約課まで提出しなければならない。期限までに提出されない場合、当該入札は無効となる。（制限付き一般競争入札の場合）

建築士等が適正に配置できない場合は受注できない。

- ・業務の履行実績が確認できる契約書及び仕様書等の参考資料の写し
- ・配置予定建築士等の経歴書及び資格証明書の写し
- ・配置予定建築士等の「健康保険被保険者証」の写し（強制被保険者でない場合は誓約書）
- ・配置予定建築士等の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（被保険者になることができない場合は誓約書）

17 配置している技術者・建築士等の変更について

契約後の技術者・建築士等の変更は原則不可とする。傷病や退職等、真にやむをえない場合は工事担当課相談の上、業務に支障が出ないようにし、変更書類の提出を求める。

18 その他の入札参加条件について（制限付き一般競争入札）

実施要領で求める実績、資格等がある場合は事後審査において契約課まで確認資料を提出すること。期限までに提出されない場合、当該入札は無効となる。

19 契約書等の提出について

落札者は、契約書に記名押印し、市長が定める書類と併せて速やかに契約課に提出しなければならない。なお、契約締結日は原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律の規定による休日を除いた開札日翌日から第4日目とする。

工事においては、「現場代理人、主任技術者及び監理技術者届」、配置する現場代理人・技術者の「経歴書」「資格証明書類(写し)(技術者のみ)」「健康保険被保険者証(写し)・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写し)または誓約書」を各2部ずつ契約課まで提出すること。

建設コンサルタント業務においては、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を契約書に添付し契約課まで提出すること。

すべての工事・業務において、実施要領で求める書類の他、必要書類の提出を求める場合がある。

20 契約保証金・履行保険について

契約金額が税込500万円未満の場合、契約保証金は免除とする。

契約金額が税込500万円以上の場合、契約金額の10%以上の契約保証金の納付または履行保険の加入等を要する。但し、低入札価格調査制度における低入札価格落札による契約については、契約金額の30%以上の契約保証金の納付または履行保険の加入等を要する。契約保証金の納付、履行保険の加入等は契約日までに行うこと。契約日までに手続きができない場合は契約日午前中までに契約課まで連絡すること。

契約保証金（現金納付）と履行保険の併用は認めない。

21 暴力団の排除について

契約金額が税込500万円以上の案件の落札者は、東大阪市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではない旨の誓約書を提出すること。

税込500万円以上の下請負契約を締結する場合には、当該下請負人からも誓約書を提出すること。誓約書の提出が無い場合は契約締結できない。また、入札参加停止の対象となる。

22 社会保険等未加入業者の取組強化について（工事）

社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることを禁止とする。受注者は、「社会保険等未加入業者を下請負人としない」旨の誓約書の提出をすること。

また、落札決定後、受注者が提出する請負代金内訳書については法定福利費を明示すること。

23 システム障害時等の取扱い

発注者側におけるシステム障害等が発生し、障害の復旧が見込めない場合は電子入札を中止し紙入札へ変更することとし、復旧が見込める場合は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うこととする。

なお、発注者側以外におけるシステム障害が発生し、電子入札に参加できない場合は、入札参加の意思がなかったものとみなす。

24 入札方式の変更及び入札の中止等について

- (1) 契約課がやむを得ない事由により入札の続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札（以下「紙入札」という。）に変更することがある。
- (2) 入札参加者が談合その他不正行為、または不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を取止めることがある。
- (3) 前号の規定により調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- (4) 当該入札において、契約に至るまでに、当該入札案件の施工する上で必要となる関連案件の入札において、落札者が決定しなかった場合は、本案件の入札を中止することがある。

※当該入札案件の施工する上で必要となる関連案件の例を以下に示す。関連案件の有無については同日公告の入札案件を確認すること。

(例)

・当該入札案件

工事件名 ○○市役所庁舎整備工事

業種 建築

施工場所 ○○市△△町1丁目1番1号

・当該入札案件の施工する上で必要となる関連案件

工事件名 ○○市役所庁舎整備電気設備工事

業種 電気

施工場所 ○○市△△町1丁目1番1号 など

- (5) 入札の執行に際して、災害、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し又は取止めることがある。

25 議会の議決を要する契約について

- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたとき本契約となる。当該契約に付随する案件がある場合、これも仮契約とする。
- (2) 入札の開札日から本契約締結までの期間内に、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が東大阪市入札参加停止要綱、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱等に規定する措置要件に該当する場合は、仮契約を締結しない。仮契約を締結している場合はこれを解除することができる。

- (3) 前号の規定及び議会による否決の場合、仮契約を解除しても東大阪市は一切の責めを負わないものとする。

26 その他

- (1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者。
 - イ 親会社を同じくする子会社同士の者。
 - ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者。
 - エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者。
- (2) 官公需適格組合とその組合員との同時の入札参加申請は認めない。
- (3) 入札結果において何らかの規則性がみられるなど職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合は、落札決定を保留し、入札参加者から事情聴取を行い、調査することができる。
- (4) 入札後、入札参加者に対し、ヒアリングの実施及び詳細内訳書等の提出を求める場合がある。調査対象者は速やかに調査に応じなければならない。
- (5) 個別の案件の設定条件と本注意事項が抵触する場合、個別の案件の設定条件が優先する。

27 異議申し立てについて

入札参加者は、入札後に設計図書等の契約条項について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。